

【体験学習プログラム参加費支援】

修学旅行による都市圏周遊の推進 支援金支給要領

（目的）

第1条 本事業は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校（以下「学校」という。）が学校行事として福岡市内で行う「体験学習」の支援を行うことで福岡都市圏を含む周遊観光を推進し、福岡市内及び福岡都市圏の観光産業の活性化を図ることを目的とする。

（事務取扱者）

第2条 （公財）福岡観光コンベンションビューロー（以下、「FCVB」という。）から事務局業務を委託された「福岡市教育旅行推進デスク」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（支援対象者）

第3条 本事業における支援対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行業者及び体験学習プログラム事業者とする。

（支援の対象）

第4条 支援の対象となる修学旅行等は、以下の（1）と（2）を満たすものとする。

（1）福岡市内に宿泊する、学校行事として行われる修学旅行であること。

（2）期限内に必要な申請書類を提出できること。

※学校等に福岡市教育旅行推進デスクより直接、支援内容を確認する場合がある。

※支援の対象となる旅行で利用するバス事業者・宿泊施設においては、これまで同様の旅行の催行や補助金等の申請等で、不正や違反行為を行っていないこと。

（支援対象期間）

第5条 下記の期間に実施される商品とする。

支援の対象となる期間については、申請受付開始日から令和8年2月28日（土）までに帰着する旅行

（支援対象商品）

第6条 支援対象旅行商品は、以下の全てを満たすものとする。

（1）福岡市内にて開催・実施される体験学習プログラムであること。

（2）予め事務局に登録した商品であること。

（3）体験学習プログラム1事業者につき1商品のみ支援対象とする。

(支援額)

第7条 第5条を満たす支援対象商品の支援額は、以下のとおりとする。

- (1) 参加者1名当たり上限500円とする
- (2) 実際の参加費の範囲内とする。
- (3) 予算の範囲内の執行とする。
- (4) 支援金は非課税対象となります。

(申請手続き)

第8条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

【修学旅行・校外学習】

	申請手続き	申請書類
旅行催行前	申請を希望する者は、原則、支援対象商品の出発日14日前までに、右記書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。	① 支援申請書（F様式1） ② 実施計画書（F様式2） ③ 誓約書（F様式3） ④ 日程表（計画） ⑤ その他、事務局が必要と認める書類
旅行催行後	申請者は、原則、支援対象商品の催行月の翌月10日までに右に掲げる書類を事務局に提出（郵送またはメール）しなければならない。	① 実績報告書兼請求書（F様式5-1） ② 貸切バス代・体験学習費明細書（F様式5-2） ③ アンケート（F様式5-3） ④ 福岡市内体験学習施設利用証明書（F様式6-2） ⑤ 福岡市宿泊施設利用証明書（F様式6-1） ⑥ 日程表（最終） ⑦ その他、事務局が必要と認める書類

(内示額の通知)

第9条 FCVB及び事務局は、第8条による旅行催行前の申請内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。（F様式4）

(計画変更及び内示変更)

第10条 申請者は支援金の内示通知を受けた後において、修学旅行の計画変更（中止）をする場合は、直ちに支援事業支援金変更（中止）承認申請書（F様式7）を事務局に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 FCVBは、前項の支援事業支援金変更（中止）承認申請書を受理した時は、変更内容を審査し、第8条の規定による内示を変更することができる。

(支援金の確定及び支払い)

第11条 事務局は、第8条による旅行催行後の実績報告及び請求があった場合、申請内容を審査するものとする。申請内容が支援要件を満たしているときは、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(F様式8)

2 事務局は、前項の規定により確定した支援金を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。(F様式5-1)

(支援金の取り消し)

第12条 FCVBは、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認めたとき
- (3) その他、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認める事由があったとき

(雑則)

第13条 この要領に定めていない事項が発生した場合、FCVBが事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。